

平成30年度事業報告について

(平成30年5月1日～平成31年4月30日)

平成30年度においても、引き続き、公益社団法人として、それに相応しい協議会運営の下、公益性の高い諸施策を基本に置き、製造業部会及び小売業部会の両部会が連携しつつ、それぞれの部会固有の事業を効果的・積極的に推進するよう努めた。その推進に当たっては、消費者の視点に立って、公正競争規約本来の目的である、消費者の自主的、合理的な選択に資するとともに、取引の公正化を促進し、もって国民生活の安定と業界の健全な発展に寄与することを目指した。

また、業界全体がより高度な表示等のルールを遵守するようにするため、「景品表示法」などの法令、「公正競争規約」などの自主規制ルールの啓発活動を積極的に実施することを通じ、会員におけるコンプライアンス関連人材の育成を支援するとともに、新規会員の加入促進なども図ることにより、当協議会の円滑かつ適切な運営に努めた。

さらに、当年度は本協議会の設立40周年に当たったことから、記念講演会の開催や記念誌の発行、一般消費者向けパンフレット「家電業界の公正競争規約」の発行などの関連事業も実施した。

第1 事業報告の概要

I 規約の厳正かつ適正な運用

- 1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進及び被疑事案の調査・是正指導
会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は1件であった（別紙（1））。
- 2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進及び被疑事案の調査・是正指導
会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は0件であった。
- 3 小売業表示規約の周知徹底・普及促進及び被疑事案の調査・是正指導
会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は4件であった（別紙（2））。

なお、アウトサイダーによる小売業表示に関する景品表示法違反被疑事案3件について消費者庁に対し申告を行った。

4 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度の運営

平成30年度は、消費者モニターの入替えを実施し、新たに200名に登録いただいた（首都圏地区：129名、近畿地区：71名。男性：97名、女性103名。）。新体制の下、製造業部会企画小委員会及び景品委員会が各1回の計2回、それぞれの

委員会が関係する事項についてアンケート調査を実施した。調査結果は、それぞれの委員会活動に活用している。

(2) 消費者懇談会の開催

平成31年2月22日、消費者団体4団体及び関係行政庁の参加を得て、第24回消費者懇談会を開催し、家電製品の広告・取扱説明書、チラシ、通販において課題と感じられることをテーマとして、御意見、御要望を聴取した。

(3) メーカー希望小売価格の撤廃情報の周知

不当な二重価格表示の未然防止の観点から、毎月、製造業部会会員各社のメーカー希望小売価格の撤廃情報を当協議会のホームページに掲載し、周知に努めた。

(4) 事業活動の広報の推進

当協議会が行う事業内容や活動状況を幅広く紹介するため、次のような活動を行った。

ア 会報「家電公取協ニュース」第147号から第151号までを刊行し、会員、関係団体、関係官庁等への広報活動を行った。

イ シンボルマークによる広報活動については、会員事業者の一層の規約遵守を促し、消費者が安心して商品を選択でき、また会員・非会員を識別できる環境を整備することを目的として、平成30年10月～11月の2か月間、当協議会ホームページ上でクイズキャンペーンを、また、平成31年2月～3月の2か月間、カタログやチラシに掲載されているマークを撮影してSNS上にアップしてもらった。「ただしちゃん」を探そう！キャンペーンを、それぞれ実施した。キャンペーン期間中は通常期を大幅に上回る多くの方々に当協議会ホームページを閲覧いただいた。

ウ フェイスブックページを通じ、当協議会の活動状況や分かりやすい規約解説を発信した。

(5) 関係官公庁等との連携

消費者庁、公正取引委員会、経済産業省、都道府県の景品表示法担当者に消費者懇談会等の当協議会が開催する諸会合に出席いただき、行政における最近の取組みの紹介や当協議会への御意見をいただくとともに、必要に応じて、個別に意見・情報交換等を実施するなど緊密な連携の確保に努めた。

II 公正な取引の推進

独占禁止法、景品表示法等の法令に関する具体的な調査・研究及びセミナーの開催等を通じて、会員におけるコンプライアンス活動を推進するとともに、コンプライアンス関連人材の育成を支援した。

特に、セミナーに関しては、会員の関心の高いテーマを取り上げるとともに、行政をはじめ専門家を講師に招聘し、積極的に開催した。セミナーには営業部門、法務部門も含めた幅広い会員が参加し、コンプライアンス意識の向上に努めた。

また、流通・取引慣行ガイドラインの改正に伴い改訂した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の説明会を、平成30年8月に大阪、同年10月に東京で開催し、会員事業者への啓発活動、周知徹底に努めた。

Ⅲ 家電業界の変化に対応した公益社団法人体制下における協議会の適正な運営

新規会員の加入促進のための取組を推進した結果、平成30年7月1日、株式会社ドリームファクトリー及び東芝映像ソリューション株式会社が当協議会に加入した。また、平成30年度第4回理事会において、株式会社メルコホールディングスの令和元年5月1日付けでの当協議会への加入が承認された。

また、平成30年度においても、引き続きプロジェクトチーム等の活動により事業全般に係わる課題に対応した。具体的には、次のとおり、事業運営の効率化、業務の標準化を推進するとともに、事業運営上の今後の諸課題についても検討を行った。

(1) 事業内容、組織等の見直しと再構築

ア 製造業部会各支部が実施する事業に関する本部の支援・連絡調整機能の強化を図る観点から、平成30年6月1日、小売規約関連委員会を製造業部会運営委員会に統合するとともに、同委員会の下に新たに小売規約関連小委員会を設置した。

イ 家電業界における取引の公正化をより一層効果的に推進するとの観点から、ヘルパー委員会と取引公正化推進研究会との統合を目的とした合同プロジェクトを設置し、組織、運営要綱・体制、初年度事業計画等の検討を進めた。この結果、平成30年度第4回理事会において、令和元年6月1日付で、両組織を統合し、新たに取引公正化推進委員会として設置することが承認された。

(2) 会員専用サイトの運用

各会員が活用する多くの情報を効率的かつ効果的に共有し、協議会活動の更なる活性化を図ることを目的とした「会員専用サイト」について、平成29年10月に利便性向上や課題把握のために実施したアンケート調査の結果に基づき、引き続き、システム改定を進めた（令和元年5月に改定完了）。

Ⅳ 設立40周年記念事業の実施

40周年記念事業として、①設立40周年記念誌の発行、②3規約紹介パンフレットのリニューアル・発刊、③記念講演会・記念式典を実施した。

V 会議の開催状況

1 総会

- (1) 平成30年度定時社員総会 平成30年7月12日
- ・平成29年度収支決算の承認
 - ・平成30年度会費の承認
 - ・役員を選任

2 理事会

- (1) 平成30年度第1回理事会（書面） 平成30年6月13日
- ・平成29年度事業報告の承認
 - ・平成29年度決算の承認
 - ・平成30年定時社員総会開催の承認
 - ・会員入会の承認
 - ・製品業景品規約等変更の承認
- (2) 平成30年度第2回理事会 平成30年7月12日
- ・平成30年度収支予算補訂の承認
- (3) 平成30年度第3回理事会 平成30年7月12日
- ・会長等の選定
- (4) 平成30年度第4回理事会 平成31年4月11日
- ・令和元年度事業計画の承認
 - ・令和元年度会費の承認
 - ・令和元年度収支予算の承認
 - ・規程変更の承認
 - ・会員の入会の承認
 - ・事務局長採用の承認

3 懇談会

第24回消費者懇談会 平成31年2月22日

- ・参加者：消費者団体4団体（5名）、行政4名
- ・テーマ：製造業部会

「家電製品の表示に関してカタログ等の宣伝広告、取扱説明書において課題と感じられること」

：小売業部会

「チラシや店頭（接客を含む）において課題と感じられること」

「家電製品通販（インターネット、テレビ、新聞）において課題と感じられること」

第2 製造業部会の事業報告

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導等

- (1) 平成30年6月25日、製造業表示規約及び同施行規則の一部変更が、公正取引委員会及び消費者庁により認定・承認されるとともに、同7月6日付けで官報告示された。
これに伴い、次の方針の下、規約解説書の改訂に向けた検討を推進した。
ア 平成27年度版解説書の必要箇所を改訂することとし、全体の構成は変更しない。
イ 規約、規則の変更を反映し、解説文、特定項目の詳細解説を変更する。
ウ 文書、法令等について、最新のものに差し替えるとともに、必要なものを新たに追加する。
- (2) 会員の規約違反被疑事案1件について、厳正かつ適正な措置を講じ、措置結果については、その概要をホームページに掲載した（別紙（1））。
- (3) 製造業表示規約施行規則第41条の規定に基づき、「電力料金の目安単価の基準について」を策定した。
- (4) 「前提条件」、「補足事項」、「重要事項」、「打消し表示」等の用語の整理と表示のあり方について検討し、検討結果を解説書改訂作業に反映した。
- (5) 菌・ウイルスに関する現行の運用基準・要請文等の文書を共通のテーマで切り分け、内容の重複や相互の関連性について検討を行い、「菌等の抑制に関する用語使用基準」の見直しに向けた検討を行った。

2 製品業景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導等

- (1) 「景品規約遵守体制強化月間」を2回（平成30年5～7月、10～12月）実施し、製品業景品規約の遵守の推進を図った。
- (2) 会員の規約違反被疑事案に対する措置件数は0件であった。
- (3) 平成30年7月18日、製品業景品規約及び同施行規則の一部変更が、公正取引委員会及び消費者庁により認定・承認されるとともに、同7月31日付けで官報告示された。
- (4) 景品規約の周知徹底を図るため、製造業部会8支部における販促責任者、販促担当者等を対象とする規約研修会の開催を支援した。

- (5) 「事例集」について、「製造業部会全国支部長会議」などを通じ周知徹底を図ったほか、製造業部会支部における定期的な研修会を支援して、製品業景品規約の理解度の向上を図った。

3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

- (1) 消費者モニター制度及び消費者懇談会等の活用
- ア 新たに登録いただいた200名の消費者モニターを対象に、次のとおり、アンケート調査を実施した。
- (ア) 家電公取協の「適正表示の取組み」、「ホームページ」、「シンボルマーク」について（平成30年12月）
- (イ) 「景品」、「家電業界の景品や特典提供」、「家電業界で行われる景品提供企画」について（平成31年3月）
- イ 平成31年2月22日に開催された消費者懇談会において、「家電製品の表示に関して、カタログ等の広告、取扱説明書において課題と感じられること」について、消費者団体4団体から、御意見、御要望を聴取した。
- (2) メーカー希望小売価格の撤廃情報の周知
- 不当な二重価格表示の未然防止を図る観点から、毎月、製造業部会会員各社の過去1年分の「価格撤廃商品一覧表」を作成し、価格撤廃情報として家電公取協のホームページに掲載し、周知に努めた。
- (3) 製造業部会支部との連携強化
- ア 平成30年10月、「全国支部活動連絡会議」を開催し、関係専門委員会や支部活動に係る諸課題、支部の役割に関する意見交換、取り組み事例の発表を通じて、情報の共有化を図り、支部活動の更なる活性化を図った。
- イ 平成31年4月、「全国支部長会議」を開催し、新旧支部長会社の責任者による平成30年度の活動状況及び令和元年度の取組み計画等についての報告が行われた後、関係専門委員会ごとにその事業方針と課題についての説明があり、支部活動のより一層効果的、効率的な運営の在り方について検討を行った。
- (4) 小売業表示規約に関する小売業部会との連携・協力等
- ア 小売業部会が実施する「正しい表示 店頭キャンペーン」に協力した（沖縄県を含む全国47都道府県で実施）。
- イ 小売業部会が実施する本部チラシ調査（平成30年6月、12月）や小売業部会各支部が実施する「支部調査活動強化月間」の実施に協力するなど小売業表示規約に関連する事業に協力した。
- ウ 小売業部会が運用する小売業表示規約の一層の普及促進を図るため、小売業支

部事務局長会議、小売業部会地区連絡会などへの参加を通じ、小売業表示規約の周知及び景品表示法の普及、啓発活動に協力した。

(5) 関係団体との連携強化

(一社)日本電機工業会からの要請に基づき、自主基準「テレビ受信機のカタログ等で使用する語句の定義や表示例について」に関して審議を行い、承認した。

II 公正な取引の推進

1 公正取引に関する法令等の研究

(1) 流通・取引慣行ガイドラインの改正に伴い改訂した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針Q&A」の内容周知のための説明会を、平成30年8月に大阪、同年10月に東京において開催した。

(2) 会員の関心の高い「独占禁止法における確約制度の導入」をテーマとして取り上げ、公正取引委員会の担当官を講師に招聘し、セミナーを開催した。セミナーには営業部門、法務部門も含めた幅広い会員が参加した。

2 メーカー派遣説明員

会員各社が個々に定めた自主基準の遵守状況を把握するため、平成30年7月に東京・大阪地区、同年12月に東京・名古屋地区において、本部委員による自社の派遣説明員の識別マーク着用状況に関する実態調査を実施するなど、メーカー派遣説明員による識別マークの完全着用を推進した。

III 会議等の開催状況

1 運営委員会

12回開催

2 専門委員会

(1) 広告委員会

10回開催

(2) 表示委員会

5回開催

(3) 景品委員会

4回開催

(4) ヘルパー委員会

5回開催

(5) 取引公正化推進研究会

6回開催

3 全国支部長会議等

(1) 全国支部活動連絡会議

平成30年10月19日

(2) 第37回全国支部長会議

平成31年4月19日

4 セミナー・研修会

(1) セミナー

ア 「独占禁止法における確約制度の導入について」 平成30年7月31日

講師：公正取引委員会事務総局

審査局管理企画課企画室長 天田 弘人 氏

審査局管理企画課企画室 室長補佐 大泉 玄之助 氏

経済取引局総務課企画室 係長 年縄 由里香 氏

イ 「流通・取引慣行ガイドラインQ&A」に関する説明会

(大阪) 平成30年 8月29日

(東京) 平成30年10月11日

講師：取引公正化推進研究会 委員 荻野 晃弘 氏

委員 小笠原 慶紀 氏

ウ 「広告セミナー」

平成30年11月15日

テーマ：「事業者における景品表示法の注意点 - JAROの審査事例より -」

講師：公益社団法人 日本広告審査機構 (JARO) 吉田 巖 氏

(2) 研修会

ア 合同研修会

平成30年11月16日

目的：運営委員会及び5専門委員会の委員全員を対象とした合同の研修会を開催した。

①「講話」(松尾専務理事)

②「イノベーションと競争政策」

講師：関西学院大学名誉教授・公取協理事

土井 教之 氏

イ 広告委員会見学研修会

平成31年3月14日

見学先：MR J ミュージアム

目的：国産初のジェット旅客機 (MR J) に搭載された最先端技術を学ぶとともに、実物大のMR Jのカットモデル展示や最終組立工程を見学研修することにより、知見を高めた。

ウ 取引公正化推進研究会見学研修会

平成31年4月25日

見学先：東京都中央卸売市場 (豊洲市場)

目的：他業界の事例として、食品市場の先進的な取り組みについて学習した。

第3 小売業部会の事業報告

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 小売業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査・是正指導等

(1) 「正しい表示 店頭キャンペーン」の実施

平成30年度「正しい表示 店頭キャンペーン」を、平成30年7月11日実施の小売業部会鹿児島県支部から、平成31年2月20日実施の熊本県支部まで、47都道府県で実施した（沖縄県は製造業部会沖縄支部が実施）。同キャンペーンには、都道府県の景品表示法担当者や消費者にも参加いただいているところ、景品表示法担当者については45都道府県で計77名の、また、消費者については19都道府県で計42名の参加が得られ、いずれについても過去最多となった。会員対象の全国共通調査項目は、「自店平常（旧）価格との二重価格表示の正当性」、「チラシ価格表示と店頭価格表示の整合性」、「『今だけ』等の期間限定表示」の3項目であった。

(2) チラシ表示調査の実施

本部において、小売業表示規約第3条（チラシ等の必要表示事項）、同第4条（チラシ等の家電品の取引条件に係る必要表示事項）及び同第5条（特定用語の使用基準）に関するチラシの表示状況の調査を実施（平成30年6月、12月）するとともに、小売業部会各支部において「支部調査活動強化月間」を実施することを通じて、チラシ等における表示の適正化を推進した。

(3) 小売業表示規約の見直し

小売業表示規約については、前回変更（平成26年7月）から2年が経過し、取引環境や消費者意識が変化していることに加え、消費者モニター研究会、消費者懇談会においても更なる見直しを要望する声があったことから、平成29年1月、小売業表示規約検討ワーキンググループを設置し、同規約の見直し検討作業を開始した。平成30年度においては、4回の会合を開催し検討を行い、平成31年2月に変更案を取りまとめた。同変更案は、同年3月、本部規約指導委員会において承認された。令和元年度のできる限り早い時期に消費者庁及び公正取引委員会への認定申請を行うべく、関係行政との調整を進めている。

(4) 違反被疑事案の処理

会員の規約違反被疑事案4件について、厳正かつ適正な措置を講じ、措置結果については、その概要をホームページに掲載した（別紙（2））。

なお、アウトサイダーによる小売業表示に関する景品表示法違反被疑事案3件について、消費者庁に対し申告を行った。

(5) 新4K8K衛星放送開始に伴う表示上の留意事項の通達

平成30年12月1日の新4K8K衛星放送開始に向け、一般消費者の誤認を予防するため、「4Kテレビ」「4K対応テレビ」等の用語を使用する際の留意事項を本部規約指導委員会で取りまとめ、部会会員に通達した。

(6) 消費税率引き上げに関する表示上の留意事項の作成

消費税率引き上げに関連する表示上の留意事項をQ&Aとしてまとめ、小売業部会
会員に配付した。

2 支部活動の推進及び製造業部会との連携

- (1) 小売業部会各支部における定例会、支部規約指導委員会等の活動を積極的に推進した。
- (2) 製造業部会の協力を得て、規約の普及を継続して推進した。
- (3) 製造業部会支部との連携を密にし、地区連絡会等を開催し、規約運用に関する情報・意見交換を実施した。

3 消費者の意見の聴取

- (1) 平成31年2月22日に開催された消費者懇談会において、「チラシや店頭において課題と感じられること」及び「家電製品通販において課題と感じられること」について、消費者団体4団体から、御意見、御要望を聴取した。
- (2) 小売業表示規約検討ワーキンググループにおいて、消費者モニター研究会並びに消費者団体4団体4名及び消費者モニター4名との懇談会を開催し、小売業表示規約の変更案等について、御意見、御要望を聴取した。

4 関係官公庁との連携強化

諸事業の実施に当たっては、消費者庁、公正取引委員会及び経済産業省並びに都道府県の景品表示法担当者との密接な連携を図っており、平成30年度においては、消費者庁が平成30年11月18日に公表した「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方」について、消費者庁の担当官を講師に招聘して、個別加入法人を対象とする勉強会を開催した。

また、支部における「正しい表示 店頭キャンペーン」の推進等においても、都道府県の景品表示法担当部署との連携を密にした。

II 会議、勉強会等の開催状況

- | | |
|-------------|--|
| 1 小売業部会役員会 | 平成30年7月12日
平成31年4月11日 |
| 2 本部規約指導委員会 | 平成30年6月14日
平成30年9月20日
平成30年11月6日 |

平成31年3月8日

- | | | |
|---------------------------|------|------------|
| 3 小売業表示規約検討ワーキンググループ | 第11回 | 平成30年8月3日 |
| | 第12回 | 平成30年10月4日 |
| | 第13回 | 平成30年12月6日 |
| | 第14回 | 平成31年2月6日 |
| 4 消費者モニター研究会 | | 平成30年12月6日 |
| 参加者：当協議会消費者モニター 4名 | | |
| テーマ：小売業表示規約の変更案について | | |
| 5 家電小売業における表示に関する消費者との懇談会 | | 平成31年2月6日 |
| 参加者：消費者団体 4団体4名 | | |
| 当協議会消費者モニター 4名 | | |
| テーマ：家電小売業における二重価格表示について | | |
| 小売業表示規約の変更案について | | |
| 6 携帯電話等の店頭表示に関する勉強会 | | 平成31年2月26日 |
| 講師：消費者庁表示対策課 課長補佐 | | 鈴木 佳子氏 |

以上

(別紙)

「公正競争規約」違反被疑事案処理の状況 (処理順)

平成30年5月1日から平成31年4月30日までの期間に措置した事案

(1) 「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」関係

No.	事案の内容	抵触条項	措置
1	コードレス掃除機カタログにおける、吸込仕事率と運転時間に関する事実と異なる表示 ※申告	規約第4条(不当表示の禁止)第1号(事実と相違する表示)	「注意」文書 H30-10-18 処理完了

(2) 「家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約」関係

No.	事案の内容	抵触条項	措置
1	被疑事業者が過去に契約したiPhone7利用者に配付したダイレクトメールにおいて、「このDM持参の方 iPhone Xへ分割残債なしですっきり機種変更」と訴求していたが、実際は、分割残債相当の同社ポイントを提供するものに過ぎず、分割残債は残るものであった。 ※移送	規約第7条(不当表示の禁止)第14号	口頭注意 H30-07-3 処理完了
2	店頭で4K対応テレビを販売するに当たり、4K高画質を訴求しながら、当該画質で新4K衛星放送を視聴するためにはその前提として別売チューナー等の追加が不可欠であるという説明を行わず、あたかも当該4K対応テレビのみで新4K衛星放送を視聴できると一般消費者に認識されるおそれがある表示を行っていた。 ※申告	規約第7条(不当表示の禁止)第14号	口頭注意 H30-7-30 処理完了
3	自社の通販サイトでの配送の取引条件を訴求するに当たり、「全品日本全国送料無料」旨の表示を行っていたが、実際には送料無料の対象外となる商品、配送地域が存在するものであった。なお、当該訴求に近接して「一部商品・地域を除く」旨記載していたが、訴求内容と矛盾しており意味をなしていないことから、当該訴求から受ける認識を打ち消すものとは認められない。 ※探知	規約第7条(不当表示の禁止)第12号	口頭注意 H30-12-26 処理完了
4	新聞折込チラシにおいてエアコンを訴求するに当たり、据付工事料金を記載していなかった。また、長期保証を訴求するに当たり、保証の対象となる範囲及び保証限度額を記載していなかった。 ※探知	規約第3条(チラシ等の必要表示事項)第3項	口頭注意 H31-1-29 処理完了